

国際会計基準に基づく財務情報の 開示とその有用性

胡 丹

神戸大学大学院 経営研究会
六甲台論集 ー経営学編ー
第49巻 第1号 抜刷
平成14年6月

国際会計基準に基づく財務情報の 開示とその有用性

胡 丹

I はじめに

本稿は、国際会計基準（IAS）に基づく財務情報の開示とその有用性という視点から、制度上および理論上の議論を取りまとめ、検討を行い、今後の国際会計基準をめぐる議論に寄与することを目的とするものである。

昨今において、会計基準の国際的調和化が叫ばれており、さらにはこれを受けて、国際会計基準の導入などが検討されている。しかしながら、このような会計基準の国際的調和化が与える影響などについての研究蓄積はさほど多くない。また、会計制度は企業の財政状態や経営成績といった情報を生産する機能を有していると言われているが、この点を鑑みれば、会計基準の国際的調和化、国際会計基準を用いること自体が、その情報の生産性を高めるのか否かについての検討には一定の意義が与えられるものと思われる。

そこで本稿は、IASに基づく財務情報の開示とその有用性について、制度上・理論上より分析を行い、それらに関する研究を取り上げ、検討することにより、今後の国際会計基準をめぐる議論に貢献しようとするものである。本稿は具体的に、次の8つから構成されている。まず、Iでは本稿の目的、背景および構成を記述する。IIでは、会計原則の設定アプローチの検討およびIASの設定時の特徴を分析することにより、IASC概念的フレームワークを分析する必要性を明らかにする。IIIでは、具体的にIASC概念的フレームワークの中、どのように財務情報の開示について規定されているのか、その有用性はどのようなものであるのかを明白にし、また、IVでは、『IASCの将来像』というIASの青写真における情報開示とその有用性を検討する。V、VI、VIIでは、それぞれIASに基づく財務情報の有用性をめぐる議論を行い、それらを「肯定派」、「否定派」および「限定評価派」に区分した上で、個別的に検討する。その結果、IASに基づく財務情報の有用性に関する議論は多様であり、一意的な結論が得られる段階には至っていないことを確認する。そして、VIIIにおいては、結論をまとめ、今後の展開すべき議論を検討する。

II 会計基準の調和化とIASC概念的フレームワーク

会計原則を設定するアプローチには、演繹的なアプローチと帰納的なアプローチがある⁽¹⁾。ここに

(1) 演繹的なアプローチと帰納的なアプローチに関する議論については、例えば、Wolk et al. (1989), pp. 31-38.

おける演繹的なアプローチとは、会計の前提となる仮定と会計の目的を最初に規定し、具体的な会計処理の原則をこれらの仮定や目的と最もうまく首尾一貫するように、導き出してくる方法をいう。これに対し帰納的アプローチは、最初に、実際に行われている会計処理の諸方法を観察し、その中からより一般的または共通的なものを抽出することによって、会計原則を設定する方法である。

それでは、国際会計基準の設定に当たって、概念的フレームワークを最初に規定する、演繹的アプローチが採用されたのはなぜであろうか。それは演繹的なアプローチと帰納的なアプローチの特徴および国際会計基準に対する期待によるものであると考えられる。

伝統的に各国の会計基準は、各国の問題状況に対処して設定される問題解決型帰納的アプローチを用いて展開してきた。このような帰納的アプローチは当面の課題を達成するのにある程度満足しえるものではあるし、実務で広く普及した一般的なものから構成されているため、遵守されやすいものもある。

しかし、この試行錯誤的な状況対応型展開は4つ大きな困難性を持つ。第1に、現状是認的なルール作りであるがゆえに、現行の実務に問題があっても、それを改善するような会計原則は形成されにくいという点である。また、第2に、新種の取引や事象に対応できない欠陥が存在し、第3に、蓄積された結果が必ずしも相互に整合的である保証はなく、相互間の首尾一貫性を欠くという点がある。第4に、企業や利害関係者間で会計処理をめぐる利害対立が存在することから、会計原則の設定に政治的な圧力が介入しやすい点も挙げられる。特に4つ目の点に関して、国際会計基準設定を考える場合においては、会計原則の設定が特定の文化と結合されたものであればあるほど、国際会計基準の進展に適合し難いと考えられる。また、文化の多様性により、会計基準の調和化、比較可能性、意思決定有用性の問題が生じる⁽²⁾。

経済のグローバル化が進む中、会計基準のグローバル化も要求され、国際的な会計基準の設定に対する期待が高まっている。しかし、特定の国の会計基準が自国の環境に適合性を持つとする帰納的アプローチによる産物が多く、国内での適用にしか通用できないのが一般的である。また、特定の国の会計基準、例えばアメリカの会計基準は、通常、他国が自主的に同様の会計基準を取るときのみ国境を越えて有用となる。このような実態に対処すべく設定されたのが、国際会計基準であり、その概念的基礎をなすのが、概念的フレームワークである。

古賀・五十嵐(1999)によれば、「概念的フレームワークは、すべての会計基準に共通する概念的基礎をなす点で包括的であり、各構成要素相互間で首尾一貫した体系をなすものでなければならない。」また、「国際会計基準の概念的フレームワークは、各国の広範な文化的多様性に対処すべく、国際的に適用し得るGAAP設定の普遍的なポステュレート(postulate)をなすものであり、会計基準・実務上の差異を改善することによって会計基準・実践の調和化(ハーモニゼーション)を促進するものである。」としている。

IASC概念的フレームワークは、国際的に適用し得る会計基準に共通する概念的基礎をなし、各構成要素相互間、例えば、財務情報の開示とその有用性との間で首尾一貫したものである。IASC概念的フレームワークにおける財務情報の開示とその有用性に関する記述を分析することによって、IAS

(2) 古賀・五十嵐(1999), 20-21頁。

の下での財務情報の開示とその有用性は、概念的基礎という側面から明らかにされうる。そこで、次節では、IASC 概念的フレームワークの体系を明らかにし、その中で財務情報の開示とその有用性に関する記述を取り上げ、検討することにしよう。

Ⅲ IASC 概念的フレームワークにおける財務情報の開示とその有用性

国際会計基準委員会は、1989年7月に、財務諸表作成表示の基礎概念について「財務諸表の作成表示に関する枠組み (Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements)」を公表した (以下 IASC 概念的フレームワークと略す)。IASC 概念的フレームワーク設定の趣旨および同条文における項目は、【図表 1】にまとめている⁽³⁾。

【図表 1】 IASC 概念的フレームワーク設定の趣旨および項目

IASC 概念的フレームワーク設定の趣旨	項目
(a) IASC 理事会が、将来の国際会計基準の作成と現行の国際会計基準の見直しを行う際に役立てること。	(i) 財務諸表の目的。
(b) 財務諸表の表示に関する規則、会計基準及び手続きの調和を促進する際に役立てること。	(ii) 財務諸表における情報の有効性を決定する質的特徴。
(c) 各国の会計基準設定主体が国内基準を作成する際に役立てること。	(iii) 財務諸表を構成する要素の定義、認識および測定。
(d) 財務諸表の作成者が国際会計基準を適用する際に役立てること。	(iv) 資本および資本維持の概念。
(e) 財務諸表が国際会計基準に準拠しているか否かについて、監査人が意見を形成する際に役立てること。	
(f) 財務諸表の利用者が、国際会計基準に準拠して作成された財務諸表に含まれる情報を解釈する際に役立てること。	
(g) 国際会計基準の形成のプロセスに関しての情報を提供できること。	

フレームワーク設定の趣旨は、財務情報の開示とその有用性に関して関連があると考えられ、特に (f) はまさに財務情報の開示そのものである。また、これらの趣旨を達成するために、IASC 概念的フレームワークは、連結財務諸表を含む一般目的の財務諸表を対象として、【図表 1】に示すような 4 項目について述べている。財務情報の開示とその有用性という側面で以上の項目を考えることから、(i) と (ii) に重点を置き、検討することにしよう。

(i) 財務諸表の目的と (ii) 情報の質的特徴に関して、IASC 概念的フレームワークの特徴を鮮明にするため、【図表 2】では、FASB 概念ステートメントと比較している⁽⁴⁾。IASC 概念的フレームワークの特徴を【図表 2】に沿って摘記すると、以下の通りである。

- (1) 財務諸表の利用者として、両者とも現在及び将来の投資者、債権者等を含む幅広い範囲の利用者を想定している。また、条文の全体から、明らかに両者とも利用者本位の考えを念頭において、条文を定めている。
- (2) 財務諸表の目的として、両者ともに広範な利用者の経済的意思決定のための有用な情報提供に焦点を置いている。そこで両者とも明確に、意思決定に関する財務諸表の必要性、有用性を挙げて

(3) IASC (1989) (青山監査法人・プライスウォーターハウス (1998), 4-22 頁) を参照。

(4) IASC (1989), pp. 12-46. FASB (1980) (平松・広瀬訳 (1990)) を参照。なお、分析については、次を参考にした。古賀・五十嵐 (1999), 22-25 頁。

いる。また、基礎的な前提として、IASC では「発生主義」と「継続企業」を提示したのに対して、FASB ではそのような明確な記述がない。

- (3) 財務諸表が提供すべき情報の質的特徴として、IASC では理解可能性、目的適合性、信頼性および比較可能性の 4 つが並列的に位置付けられているのに対して、FASB では情報の特性が詳細かつ階層的に体系化されている。

【図表 2】 財務報告の目的と情報の質的特徴

	IASC 概念的フレームワーク	FASB 概念ステートメント
財務報告の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者 現在および潜在的な投資者、従業員、与信者、仕入先その他取引相手など、幅広い範囲の利用者層(パラ 9)；共通する情報を要求し、投資者の情報要求に焦点(同 10) ・目的 広範な利用者の経済的意思決定のための有用な情報の提供(同 12)；経営者の受託責任、会計責任の評価ができる財務情報の提供(同 14) ・基礎的前提 発生主義と継続企業 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者 潜在的な情報利用者など幅広い範囲の利用者層(概念ステートメント 1 号, パラ 24)；現在及び将来の投資者、債権者その他の情報利用者(同 34) ・目的 投資および与信意思決定に有用な情報の提供(同 34)；キャッシュ・フローの見込み額、その時期およびその不確実性を事前に評価するのに役立つ情報の提供(同 37)；企業の資源、かかる資源に対する請求権およびそれらの変動に関する情報の提供(同 40) ・基礎的前提 関連する記述がなし
情報の質的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を有用なものとする属性として、4 つの主要な特性を提示 - 理解可能性：財務諸表が提供する情報が利用者にとって理解しやすいこと(同 25) - 目的適合性：情報が有用であるためには、意思決定のための利用者の要求に適合すること(同 26-28) - 信頼性：情報が有用であるためには、信頼しえるものにすべきこと(同 31-38) - 比較可能性：利用者が各期を通じて企業の財務諸表を比較できること(同 39)；利用者が異なる企業の財務諸表を比較できること(同 40) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計情報を有用にさせる特性の階層構造の提示(概念ステートメント 2 号) ① 一般的制約条件 <ul style="list-style-type: none"> - コスト・ベネフィット - 重要性 ② 情報利用者に固有の特性 <ul style="list-style-type: none"> - 理解可能性 ③ 意思決定に固有の基本的特性 <ul style="list-style-type: none"> - 目的適合性(予測価値、フィードバック価値、適時性より構成) - 信頼性(検証可能性、表現の忠実性より構成) ④ 副次的かつ相互作用的特性 <ul style="list-style-type: none"> - 比較可能性 - 中立性

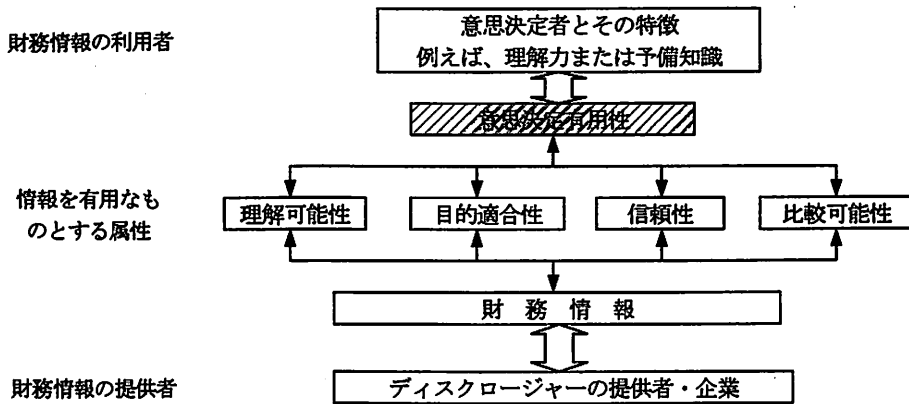
出所：IASC(1989)、FASB(1980)、青山監査法人・プライスウォーターハウス(1998)、平松・広瀬(1990)を照らし合わせながら、古賀・五十嵐(1999)、23 頁の表 1 を参考にし、修正・作成。

このように、両者とも広範囲の財務諸表利用者における意思決定有用性を視座に、提供すべき情報の質等を定めることから、実質的差異は認められない。

次に、IASC の財務情報の開示およびその有用性に関連して、実務上開示される財務情報の質およびその有用性を情報の質的特徴の観点からさらに検討したい(【図表 2】を参照)。理解可能性、目的適合性、信頼性および比較可能性はともに利用者指向型の情報の特性である。つまり、利用者にとって、比較可能であるかどうか、自分の目的に適合しているかどうか、信頼できるかどうか、比較可能かどうかは開示される情報が要求される特性を満たしているか否かを決定する。また、最終的に利用者の意思決定有用性に貢献できるかどうかはそれらの情報特性を満たしていることが決め手になるのはいうまでもない。つまり、【図表 3】のように IASC における情報の構造をまとめることができよう。

このように、IAS の下で、財務情報の利用者は意思決定に役立つかどうかという目的をもち、企業が提供した財務情報の理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性を評定する。また、ディスクロージャーの提供者である企業側は利用者のニーズを満たすように、理解可能性等の 4 つの特性を吟

【図表3】 IASに基づく財務情報の特性の構造



味しながら、財務情報の提供を行っていることは明らかである。

それでは、如上のIASB概念的フレームワークは、IAS1「財務諸表の表示」(Presentation of Financial Statements)においてどのように適用されているであろうか⁽⁶⁾。条文の体系は次のように整理することができる⁽⁶⁾。

- (1) 財務諸表の表示に関する全般的考慮事項および財務諸表の構成と内容を規定し、その適用により財務諸表の有用性を支える重要な要件である財務諸表の比較可能性を保つことができる (IAS1, Objective)。
- (2) IASに準拠して作成表示されるすべての一般目的の財務諸表の表示には、IAS1を適用しなければならず (同パラ 1)、財務諸表として作成表示すべきもの (同パラ 7) は (a) 貸借対照表 (同パラ 53-56)、(b) 損益計算書 (同パラ 75-85)、(c) 株主持分のすべての変動、または株主との資本取引および株主への分配以外の原因による株主持分の変動 (同パラ 86-89)、(d) キャッシュ・フロー計算書 (同パラ 90)、(e) 会計方針および説明的注記 (同パラ 20-22, 91-102) である。
- (3) その他、適正表示 (同パラ 10-19)、継続企業の前提 (同パラ 23-24)、発生主義会計の遵守 (同

(5) IASの条文の中において、財務情報の開示に関するものは特に、IAS1: 財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)、IAS21: 外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates)、IAS8: 期間純損益、重大な誤謬および会計方針の変更 (Net Profit or Loss for the Period, Fundamental Errors and Changes in Accounting Policies)、IAS7: キャッシュ・フロー計算書 (Cash Flow Statement)、IAS24: 特別利害関係の開示 (Related Party Disclosures)、IAS14: セグメント別財務情報の報告 (Segment Reporting)、IAS33: 1株当たり利益 (Earnings Per Share)、IAS34: 中間財務報告 (Interim Financial Reporting)、IAS30: 銀行および類似する金融機関の財務諸表における開示 (Disclosures in the Financial Statements of Banks and Similar Financial Institutions)、SIC8: 主たる会計基準として国際会計基準をはじめて適用した場合の取り扱い (First-Time Application of IASs as the Primary Basis of Accounting) が挙げられるが (朝日監査法人・アンダーセン (2001), 307-540頁。), 本稿では特に財務諸表の表示そのもののIAS1を、財務情報の開示およびその有用性という視点から挙げることにする。

(6) IAS1 (朝日監査法人・アンダーセン (2001), 307-320頁) を参照。

パラ 25-26), 表示の継続性の確保 (同パラ 27-28), 重要性の原則 (同パラ 29-37), 比較情報の開示義務 (同パラ 38-41) など, 財務諸表作成上の原則的なものを規定している。

このように, IAS1 は, IASC 概念的フレームワークを理論的基礎として, 発生主義, 継続企業という基礎的前提にかかわる開示を要求する一方, 並列的な 4 つ情報特性の 1 つの比較可能性を全面的重視としていることで, 基本的フレームワークの拡張を加えつつ展開されたものであると理解できよう。

IV 『IASC の将来像』における情報開示とその有用性

それでは, IASC は IASC 自身および作成される会計基準の現在の状況解釈, そしてそれらの将来の青写真の描写における情報開示およびその有用性を, どう捉えているであろうか⁷⁾。IASC ディスカッションペーパー (1998) には, 「経済的意思決定をサポートする高品質, 透明および比較可能な情報」という記述がある (同パラ 44-55)。それは, 次のようにまとめることができる。

- (1) 内容的に, SWP (Strategy Working Party, 戦略作業部会) は「経済的意思決定をサポートする高品質, 透明および比較可能な情報」について, 現行の IASC 概念的フレームワークに関する解釈および展開 (同パラ 44-52) と, 将来における情報提供に関してすべきこと (同パラ 52-55) の 2 部分に分けられる。
- (2) 現行の IASC 概念的フレームワークに関する解釈および展開について以下のように摘記することができる。
 - ① まず, SWP が資本市場の参加および経済的意思決定を行うための高品質, 透明および比較可能な情報を確保するため, 継続的に概念的フレームワークの利用は必要であると考え (同パラ 44), フレームワークにおいて, 経済的意思決定をし, 現在及び潜在的な投資者と与信者をコアとする広範囲の利用者に有用な企業情報, つまり, 財務状況, 経営成績, 財務状況の変化の情報提供を財務諸表の目的としている (同パラ 45, 46)。
 - ② また, フレームワークによると, 情報の特性は理解可能性, 目的適合性, 信頼性および比較可能性の 4 つであり (同パラ 48), 利用者の過去, 現在, 将来の事象の評価, または過去の

(7) IASC が 1973 年 6 月 29 日に設立されて以来 4 つの転換点があったように思われる。第 1 の転換点は, 1977 年 10 月にはじめて総会が開催されたことである。第 2 の転換点は, 1981 年 10 月から会計士団体以外の利害関係者から広く意見を聴取するために諮問グループを発足させたことである。第 3 の転換点は, 1987 年 3 月の理事会で「財務諸表の比較可能性」をテーマとする起草委員会の発足を選択したこと, 証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions: IOSCO) という強力な援軍を得たことである。第 4 の転換点は, 1997 年の戦略作業部会 (Strategy Working Party: SWP) の設置により組織改革の検討を進め, グローバル会計基準設定セクターを目指し新体制へと移行したことである。1998 年 12 月 7 日に SWP は『IASC の将来像 (Shaping IASC for the Future)』と題するディスカッション・ペーパーを公表し, 86 通におよぶコメントが寄せられ, それらを踏まえて, 1999 年 11 月 30 日に最終報告書を公表した。IASC が第 4 の転換点を迎え, 21 世紀の新たなスタートを切ろうとしていることから, 本稿が重点に置く IAS に基づく財務情報の開示およびその有用性に関しても, 『IASC の将来像』にある関連記述を検討する必要があると考える。なお, IASC の変遷に関する記述は以下の文献を参照されたい。朝日監査法人・アンダーセン (2001), 16-19 頁。

評価の確認・修正に役立つ情報は目的適合性があるとしている（同パラ 49）。

③ さらに、個々の情報特性に関して、信頼性は、(a) 表現の忠実性、(b) 実質優先主義、(c) 中立性、(d) 不確実事象に対する慎重性、(e) 重要性とコスト・ベネフィット原則を意味し、また、信頼性および目的適合性は、適時性、コスト・ベネフィット原則を含む（同パラ 50, 51）。

④ 最後に、SWP は提供される情報が高品質かどうか、経済的意思決定に役立つかがフレームワークを判断する基準であるとする（同パラ 52）。

(3) さらに、一般的に将来におけるすべきこととして、IASC がコアになる会計基準を作成した後、(a) フレームワークの再検討、(b) 既存会計基準の整備・修正、(c) 産業ごとの会計基準の整備という議題を検討すべきであり、ある国の会計処理を採用し、国際的に適用していくのも IAS を作成する一つの手段である（同パラ 53, 54）と考えている。そのため、IASC が多くの国の会計基準セッターと緊密なパートナーシップを築き、インターネットのような新技術の利用、環境会計など新議題の検討、業績の非財務的尺度など業績評価手法の拡大を含む領域に先端的な役割を果たすべきである（同パラ 55）としている。

このように、広範囲の利用者指向を再確認しながら、経済的意思決定有用性を明確に挙げ、将来すべきことを提言したのは「経済的意思決定をサポートする高品質、透明および比較可能な情報」の特徴といえよう。特に情報の特性については、SWP が IASC 概念的フレームワークの信頼性、目的適合性の具体的な内容などに、拡張や修正を加えたことを理解できよう。SWP は情報の属性について、階層構想図こそを提示しなかったが、結果的に FASB による情報特性のような階層構造をある程度築こうとしているように見える。

V IAS に基づく財務情報の有用性をめぐる議論—「肯定派」

海外証券市場での上場を図る企業は、自国 GAAP を用いた財務情報では不十分であるとする国際的金融市場での要求にさらされている。実際、ヨーロッパの証券取引所では、外国の上場企業に対して、IAS に沿った財務諸表の作成を認めている。対照的に、アメリカおよびカナダの証券取引所は、外国上場企業が IAS を用いるだけで、自国（アメリカまたはカナダ）GAAP との調整項目の公表を義務付けている。

同一企業が 2 つあるいはそれ以上の異なる GAAP を用いた場合における利益数値の価値関連性 (value-relevant) またはインフォメーション・コンテンツ (information content) に関する研究として、例えば、Pope and Rees (1992), Amir *et al.* (1993), Niskanen *et al.* (1994), Auer (1996), Barth and Clinch (1996), Harris and Muller (1999), Niskanen *et al.* (2000) などがあげられる。また、類似産業の企業で異なる国で報告された利益のインフォメーション・コンテンツの比較に関する研究としては、Alford *et al.* (1993), Harris *et al.* (1994) などがある。

企業が異なる 2 つの国において上場している場合、自国 GAAP によって導出された利益を他国 GAAP におけるそれへと調整する場合、2 組のディスクロージャー（自国 GAAP の下での財務諸表、他国 GAAP への調整を含む財務諸表）の状況が生じる。本質的に、先にあげた先行研究では、利益に対する自国 GAAP および他国 GAAP の説明係数を推定している。このような検証の結果は、一

意的ではない。例えば、Pownall and Schipper (1999) によれば、アメリカの証券取引所に上場した外国企業の年度別株式リターンを従属変数、自国 GAAP による利益とアメリカ GAAP への調整項目を独立変数としているが、その結果は、統計手法、期間、企業サンプルによって異なるとしている。

それに対して、IAS を主とした国際的会計慣行に基づく財務情報の開示とその有用性に関する議論は、その IAS に基づく財務情報の有用性に対する見解から、肯定、否定、限定評価といった3つの立場によって大別できる。

第1に、IAS に基づく財務情報の有用性を全面的に肯定する証拠を与えた代表的な先行研究として、Bao and Chow (1999) および Chen *et al.* (1999) があげられる。両研究は、中国 GAAP と IAS の比較を実施したものであり、具体的には、両基準の下での利益の差異や、株価に対する会計情報の価値関連性を検討している。

Chen *et al.* (1999) の目的は中国 GAAP と IAS との差異がどのような原因から出てきたのか、個別差異が占める割合が時系列的に同じであるかどうか、またどのような財務諸表項目がこれらの差異の原因となっているのかを検討するものである。そのため、上海証券取引所の1994年から1997年の期間で、二組（中国 GAAP と IAS）の会計利益数値の総括的データを使用し、差異分析を行った。

まず、二組会計利益数値の大きさ、その差の有意性について *t* 検定及びウィルコクソン (Wilcoxon) 検定を使って、分析した。次に、元のデータの差異項目を12のファクター（①外貨建取引、②棚卸資産・有価証券の評価、③貸倒引当金、④長期投資の評価及び合併、⑤繰延税およびその他税に関連する項目、⑥固定資産：評価・減価償却・再評価、⑦無形資産償却、⑧持分法・原価法、⑨繰延費用、⑩繰延収益、⑪資本調整、⑫その他）に再分類し、更にそれを4つのカテゴリ（会計規定、選択可能範囲、財政ルール、臨時的事象）に分類し、差異項目の分析を行った。最後に、12のファクターの被影響会社数による順位、絶対値の平均による順位を分析することによって、最も重要なファクターを分析した。また、ファクターの分析にあわせて、1998年以降に12ファクターのうちの5つを取り除くことで差異が縮むであろうという予測に至った。Chen *et al.* (1999) は中国のディスクロージャの規定とIASとの比較も検討した。

Chen *et al.* (1999) の主な結論は以下の通りである。二組の利益差異において、95年をピークに差が縮小してきたが、中国 GAAP の下での利益数値はIASのより一貫して大きい（20～30%）ということが判明した。15%のB株を発行する企業は利益数値の符号が変わった。つまり、中国 GAAP の下ではプラスだったが、IASではマイナスに変わった。これらの差異は会計規定、選択可能範囲、財政ルール、臨時的事象によるものといわれる。更に、1998年以降、これらの差異は有意に減少されるであろうと予測された。

また、Bao and Chow (1999) は中国の証券取引所に外国投資者向けのB株を発行する中国の上場企業における二組の会計情報（中国の会計基準、国際会計基準）による企業評価に関する情報有用性の検討を目的とし、Taiwan Economic Journal (TEJ) データベースを利用して、検証を行った。彼らはOhlson (1995) モデルに依拠し、Davidson-Mackinnon のJテストを使い、二組の会計情報のどちらが株価に最も関連性をもつかを検証した。

具体的に、Ohlson (1995) モデルを利用し、中国 GAAP の下での利益と簿価はB株価と有意に関連性を持ち、株価の変動の21%を解釈できるという結果を出した。一方で、IASの下で報告された

利益はまた株価と有意に関連するが、簿価は株価と有意に（5%水準）関連性をもつという結果に至らなかった。しかしながら、IASの下での利益及び簿価は株価の変動の24%を解釈できた。また、Davidson-MackinnonのJテストを採用し、二組の会計情報のうち最も株価に関連性をもつものを検討した。その結果、IASは中国GAAPより付加的解釈力を持つことが判明した。これは、IASの下での利益及び簿価は中国GAAPの下より多くの情報量を持っていることを示唆する。また、IASの下でも中国GAAPの下でも、時間の推移に伴って、利益と簿価が株価に及ぼす力が拡張したことがわかった。

Bao and Chow (1999)によれば、IASの下での利益および簿価は中国GAAPよりも情報量が多い⁸⁾。また、Chen *et al.* (1999)は、両基準の下での利益の差異が縮小傾向にあることを検証し、その背景として中国GAAPがIASに近づいてきていることを主張している。Bao and Chow (1999)およびChen *et al.* (1999)は、財務情報の有用性に関する理論的な検討を展開していないという問題点も見られるが、同一企業で両会計基準を用いた利益の差異および利益と簿価の価値関連性に関する実証研究を実施することにより、IASにおける財務情報が自国（上記先行研究では中国）におけるそれよりも意思決定有用性があることを証明した点は評価できる。

VI IASに基づく財務情報の有用性をめぐる議論—「否定派」

第2に、IASに基づく財務情報有用性を否定する研究の代表として、Goeltz (1991), Harris and Muller (1999), Barth *et al.* (1999)とNiskanen *et al.* (2000)があげられる。

Goeltz (1991)は統一的な会計基準が無益であり、コストはそれによるベネフィットを上回ると主張している。その証拠として、統一的な会計基準なしにグローバル市場が発展を遂げている点を挙げている。また、多様な国際的会計の実務が、国際的金融決定に影響を及ぼさないことを示唆している。

Harris and Muller (1999)は、外国企業がIASを用いた場合、アメリカGAAPへの調整なしにアメリカ市場への上場を認めるべきかどうかについて、アメリカSECとニューヨーク証券取引所の論争への貢献を目的に、IASおよびアメリカGAAPによって算定された利益及び簿価を検討の対象とした。

Harris and Muller (1999)の主たる主張は、アメリカGAAPへの利益調整額 (earnings reconciliation adjustment) に価値関連性が存在するということである。つまり、アメリカGAAPへの調整項目は市場にとって有用な情報であり、これをもとにSECの方針を支持する証拠を提供した。

Barth *et al.* (1999)は、「調和化は必ずしも考えられる唯一のゴールではない」としている⁹⁾。彼女らは、国内GAAPを国外GAAPと調和することが証券市場パフォーマンス (market performance)、特に価格情報量 (price informativeness) と取引数量 (trading volume)、に対して好ましくない影響を与えることを明らかにした。

Barth *et al.* (1999)は、調和化の影響が2つの力、「直接GAAP」効果 ('direct GAAP' effect) と「専門知識獲得」効果 ('expertise acquisition' effect) によって決定するとしている。まず、国

(8) Bao and Chow (1999), p. 85.

(9) Barth *et al.* (1999), p. 201.

外 GAAP と国内 GAAP の測定エラー (measurement error) の大きさの関係を調べる。測定エラーの大きさを調整し、つまり国内 GAAP の測定エラーを増加または減少することによって、国外 GAAP に近づけることで調和化は実現できると考える。国内 GAAP の測定エラーを変えることは財務情報に対する投資者の理解力など、市場パフォーマンスに影響を及ぼす。この影響を「直接 GAAP」効果という。次に、調和化は外国投資者における国内 GAAP を熟知するまでのコストとベネフィットに影響することを通じて、市場パフォーマンスに影響を及ぼす。これを「専門知識獲得」効果という。

GAAP の測定エラーを増加させる会計基準の調和化は、専門知識を有することによる情報ベネフィットの増加および、専門知識取得に伴うコストの減少によって、専門知識獲得の意欲を増加させる。しかしながら、もし調和化によって、GAAP の測定エラーが減少したとすれば、専門知識獲得に関するベネフィットとコストはともに減少するため、専門知識獲得の意欲が増加するかどうかについては不明である。調和化によって資本市場のパフォーマンスが改善されるかどうかについては、「直接 GAAP」効果と「専門知識獲得」効果の大小関係に依存する。

Barth *et al.* (1999) による主たる叙述は、まず、会計基準の調和化が企業の価値をより正確に測定し、かつ価格情報量と取引数量を増加させるものと一般的に考えられるが、検証結果はその反対となっている。また、会計基準の明確さ (precise) を減少させる調和化は、価格情報量または取引量を必ずしも減少させないことも明らかにした。調和化の影響の方向が、国内投資者対世界投資者の比率および専門家になるためのコストを表したファクターに依存することを確認している。

また、調和化は国内投資者が外国 GAAP の専門家になるためのコストを削減でき、かつ外国市場における価格情報量を増加させることから、調和化によるベネフィットは国内市場だけにとどまらない。最後に、価格情報量をもとに調和化が資本コストに与える影響について検討した結果、資本コストは調和化によって常に減少するとは限らないことを主張し、その上で規制当局と基準セッターに対して調和化を実施する際における注意を促した。

さらに、Niskanen *et al.* (2000) は、フィンランド GAAP と IAS の価値関連性を検証した。彼らは、従属変数として年度別株式リターン、独立変数としてフィンランド GAAP による利益およびその変化と IAS への調整項目を用いた。その結果として、フィンランド GAAP における利益をコントロールした後 (フィンランド GAAP を用いた利益数値の影響を除いた後)、国内および外国投資者に対して、フィンランド GAAP から IAS への調整項目が価値関連性のある情報となっていないことを示した。

Ⅶ IAS に基づく財務情報の有用性—「限定評価派」

第 3 として、IAS に基づく財務情報の有用性に関して、限定評価、つまり、ある場合には肯定し、また別の場合においては否定する議論も数多く存在する。例えば、Choi and Levich (1990)、Kinnunen *et al.* (2000) と Hoarau (1995) などがそれに該当する。

Choi and Levich (1990) は、国際的資本市場における 50 の主要な参加者 (agents) に対するインタビューをベースに、会計実務の多様化が彼らの意思決定に対して重要な影響を及ぼしているという結果を導出している。インタビューによれば、多様な会計実務が投資者自身の意思決定に影響を及ぼしていると考えている。それに対して、その他の市場参加者、特に機関投資家と発行側は、自身

によって再計算が可能であること、および発行企業がすでに最初からアメリカ GAAP または IAS を利用していることを理由に、会計実務の多様化が意思決定に与える影響はないものと考えている。

Kinnunen *et al.* (2000) は、ヘルシンキ証券取引所からサンプルを抽出した上で、IAS および LAS (Local Accounting Standards) に基づいた利益のディスクロージャーによるインフォメーション・コンテンツを分析した。彼らの実証結果は、国内投資者は自国 GAAP で計算された利益にのみ関心がある一方で、外国投資者にとっては IAS だけでなく自国 GAAP に関しても追加的情報量を有するという結果が得られた。要約的にいえば、自国 GAAP から IAS への調整は外国投資者のニーズを満たすものではあるが、国内投資者に対する有用性は限定的である。

Hoarau (1995) は、各国ごとのアイデンティティを考慮した国際的調和化へのアプローチ、標準処理による共通認識 (mutual recognition with benchmarks) を提示している。つまり、国際会計基準への調整項目を含む情報を提示しながら、企業が自国会計基準に遵守すべきであるとするアプローチである。

その上で、まず彼は、IAS を中心とした財務諸表の有用性に関する議論を展開した。彼によると、財務諸表の大多数の利用者は国際的調和化に大きな関心を持っているが、それを本当の優先事項としては考えていない。調和化の傾向を促進するためのプレッシャーは基本的に、IASC における E32 プロジェクトの推進をサポートする IOSCO (International Organization of Securities Commissions, 証券監督者国際機構) を含む規制当局のような、会計士と国際的資本市場でのアクター (actor) を源としている。機関投資家と国際的金融共同体 (international financial community) のメンバーである大企業のような組織は、自国の状況だけでなく、調和化についても関心を持っている。会計の国際的調和化を通じて、彼らは、さらに効率的、さらに頻繁に交流できる金融市場、世界資源のベストな配分、世界中の資本移動を促進できる取引コストの削減を求めている。

次に、IAS はアメリカの会計基準と比して、規定の範囲が狭く、特殊業界に対する原則、具体的な会計処理、ディスクロージャー項目は少ないが、両者とも同一の会計公準をベースしている点に着目している。FASB (1976, 1978) の例によると、IASC 概念的フレームワークにおいては、会計情報の基本的な目的が証券取引をする投資者に対する意思決定有用性におかれているとしている。ここでの証券取引をする投資者とは、必ずしも利益指向的でない潜在的な投資者、少数株主または大株主を含んだ意味で用いられている。会計の見地からすれば、利益指向が中心的でないことは中立的 (neutral) でないことを意味し、会計原則と公表される情報の性質に特に影響を及ぼす。また、例えば、ヨーロッパ大陸の国々において債権者の保護は株主に情報を提供することと同様に重要である。それゆえに、情報に焦点を絞る国際的会計基準の発展を遂げるため、財務情報の比較可能性を追及するのは、証券取引する投資者だけでないことを銘記すべきである。

さらに、投資者に対する財務諸表の有用性は事実上確認できないことを主張している。Ball and Brown (1968) は、金融市場が会計情報に及ぼす影響に焦点を当て、財務情報が通常推測される意思決定有用性を有していないことを示す実証結果を提示した。財務諸表に存在する少量の情報は、事前に入手した多様な情報をベースにした市場参加者の行動によって、解釈される。会計基準の妥協的性格 (compromise nature) を含む現状は、投資者が財務情報の優先ユーザーであるという考えから脱却させ、会計情報の多様な目的を達成するための国際的調和化へのアプローチを探る方向へと誘

【図表 4】 IAS に基づく財務情報の有用性をめぐる議論

派別	代表論者	結果、理由または論拠
肯定派	<ul style="list-style-type: none"> • Bao and Chow(1999) • Chen et al.(1999) 	<ul style="list-style-type: none"> • 自国 GAAP が事実上 IAS に近づいてきている。 • 利益と価値の価値関連性に関して、IAS の財務情報の方がより意思決定有用性を持つことを証明した。
否定派	<ul style="list-style-type: none"> • Goeltz(1991) • Harris and Muller(1999) • Barth et al.(1999) • Niskanen et al.(2000) 	<ul style="list-style-type: none"> • 統一的な会計基準は無益である(コスト>ベネフィット)。 • 現状では、統一的な会計基準なしにグローバル市場が発展進行している。 • 多様な国際的会計実務は国際的金融決定に影響を及ぼさない。 • 自国 GAAP への利益調整額に価値関連性が存在する。 • 調和化は必ずしも唯一のゴールではない。 • 自国 GAAP を国外 GAAP と調和することは証券市場パフォーマンスに与える影響は好ましくない。 • 調和化が資本市場パフォーマンスを改善するか否かについては、「直接 GAAP」効果と「専門知識獲得」効果の大小関係に依存する。 • 調和化は企業価値をより正確に測定すると考えられているが、検証の結果はその反対になっている。 • 会計基準の明確さを低下させる調和化は価格情報量または取引量を必ずしも減少させないものではない。 • 調和化の影響の方向は、国内投資者対世界投資者の比率と専門家になるためのコストを表したファクターに依存する。 • 調和化は国内投資者が外国 GAAP の専門家になるコストを削減させ、かつ外国市場の価格情報量を増加させることから、調和化によるベネフィットは国内市場だけにとどまらない。 • 調和化によって、資本コストは常に減少するとは限らない。 • 自国 GAAP から IAS への調整項目は国内と外国投資者に対して有意な価値関連性のある情報を提供するものではない。
限定評価派	<ul style="list-style-type: none"> • Choi and Levich(1990) • Kinnunen et al.(2000) • Hoarau(1995) 	<ul style="list-style-type: none"> • 投資者の大部分は自身の意思決定において、多様な会計実務が影響していると考えている。 • 機関投資家などは、自身によって再計算が可能などの理由により、会計実務の多様化から受けるインパクトはない。 • 自国 GAAP から IAS への調整は外国投資者のニーズを満たすものではあるが、国内投資者に対する有用性は限定的である。 • 各国ごとのアイデンティティを考慮した国際的調和化へのアプローチ、IAS への調整項目を含む情報開示を実施すべきである。 • 大多数の財務諸表利用者は国際的調和化に大きな関心を持っているが、その一方で、それを本当の優先事項としては考えていない。 • 調和化の傾向を促進するためのプレッシャーは、会計士および国際的資本市場でのアクター(actor)を源としている。 • IAS はアメリカ GAAP に比して、規定の範囲が小さく、また特殊原則、方法論の詳細、ディスクロージャー項目が少ないが、両者とも同一の会計公準をベースとしている。 • IAS の目的は証券取引投資者(必ずしも利益指向を中心としていない)に対する意思決定有用性である。 • 財務情報の比較可能性を追及するのは、証券取引投資者のみでない。 • 財務情報は通常推測されるような意思決定有用性を有していない。 • 会計基準の妥協的性格を含む現状は、投資者が財務情報の優先ユーザーであるという考えから脱却させ、会計情報の多様な目的を達成するための国際的調和化へのアプローチを探る方向へと誘導する。 • 完全な世界資本市場という目的が達成されれば、IASC において求められている調和化のプロセスは失敗に終わる。

導する。そしてこれらの議論を踏まえて、もし完全なる世界資本市場という目的が達成されれば、IASC が追求するような調和化のプロセスは、失敗に終わることを指摘している⁽¹⁰⁾。

以上、第 5, 6, 7 節において、IAS に基づく財務情報の有用性に関する「肯定派」、「否定派」および「限定評価派」の議論を行ってきたが、これらの議論をまとめれば、【図表 4】のようになる。

このように、IAS に基づく財務情報の有用性をめぐる議論は、多様であり、一意的な結論が得られる段階には至っていない。例えば、実証研究において、一部の研究では IAS への調整項目が価値

(10) Hoarau (1995), p. 222.

関連性を有するという結論を導いたが、別の研究ではその反対に価値関連性を有しないとの結論を得た。また、利用側から考える意思決定有用性の議論にかかる結論も多様である。財務情報の意思決定有用性は限定的であるという主張がある一方、他方において、国内投資者と国外投資者とを区別し、それぞれにおいて意思決定有用性が異なるという結論も存在する。

VIII 総括——結びに代えて

最後に、これまでの議論の要旨を摘記することによって、本章の結びに代えたい。

- (1) まず、IAS の中では、明確に財務情報の開示とその有用性に関するテーマが明確には見当たらないが、IAS が演繹的アプローチを取っていることから、その概念的フレームワークより財務情報の開示とその有用性を明らかにすることは有益であると考えることができる。
- (2) 検討の結果、IAS の下では、財務情報の利用者が意思決定に役立つかどうかという目的をもち、企業が提供した財務情報の理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性を評定し、また、ディスクロージャーの提供者である企業側が利用者のニーズに満たすように、理解可能性等の4つの特性を吟味しながら、財務情報の提供を行っていることは明らかである。
- (3) さらに、IASC 概念的フレームワークを下に作成したIAS1「財務諸表の表示」およびIASC 概念的フレームワークの将来を描写する『IASCの将来像』より、財務情報の開示とその有用性を考えた。これで、IASCの現在の概念的フレームワーク、その下での条文、およびIASの将来のありうる条文という3つの側面から、財務情報の開示とその有用性を検討することにした。その結果、特に『IASCの将来像』においては、情報特性に関する要求が拡充しつつあるが、その要求がまた基本的に【図表3】にまとめた形、つまり(2)に述べたものになる。
- (4) IASに基づく財務情報の有用性をめぐる議論を行い、それらを「肯定派」、「否定派」および「限定評価派」に区分した上で、個別的に検討した。その結果、IASに基づく財務情報の有用性に関する議論は多様であり、一意的な結論が得られる段階には至っていないことを確認した。経済のグローバル化を背景とした会計基準のグローバル化に関する議論は、今後も継続的に実施されることだろう。

このように、IASに基づく財務情報の開示とその有用性を検討するため、IASの現在のフレームワークおよび将来像を基盤とした分析の結果、IASの下では、財務情報の利用者（投資者）および提供者（企業）が財務情報の理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性の4つの情報属性によって、財務情報が評定されていることは明白である。また、IASに基づく財務情報の有用性をめぐる議論は多様であり、一意的な結果が今なお得られていないことも明らかになっている。

財務会計の根幹たる問題である「会計が誰のために存在するか」、そして「その誰に対して本当に有用性を満たしているか」に対して、IASはどういう役割を持ち、どのようにその役割を果たし、また、果たせたのかをめぐる議論は今後において、理論上・実証上検討する余地が大いにあるものと思われる。それは、また、今後の課題になるう。

（本稿の作成にあたり、神戸大学大学院古賀智敏教授から懇切なご指導を賜りました。ここに記して感謝を申し上げます。もちろんありうべき誤謬はすべて筆者の責任です。）

<参 考 文 献>

- Alford *et al.* (1993), A. Alford, J. Jones, R. Leftwich and M. Zmijewski, "The Relative Informativeness of Accounting Disclosures in Different Countries", *Journal of Accounting Research*, Vol. 31 (Supplement), 1993, pp. 230-275.
- Amir *et al.* (1993), E. Amir, T. S. Harris and E. K. Venuti, "A Comparison of the Value-Relevance of US versus Non-US GAAP Accounting Measures Using Form 20-F Reconciliations", *Journal of Accounting Research*, Vol. 31 (Supplement), 1993, pp. 230-275.
- Auer (1996), K. Auer, "Capital Market Reactions to Accounting Earnings Announcements-Empirical Evidence on the Difference in the Information Content of IAS-Based Earnings and EC-Directives-Based Earnings", *European Accounting Review*, Vol. 5, No. 4, 1996, pp. 587-623.
- Ball and Brown (1968), R. Ball and P. Brown, "An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers", *Journal of Accounting Research*, Autumn, 1968, pp. 159-178.
- Bao and Chow (1999), Ben-Hsien Bao and Lynne Chow, "The Usefulness of Earnings and Book Value for Equity Valuation in Emerging Capital Markets: Evidence From Listed Companies in the People's Republic of China", *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 10, No. 2, 1999, pp. 85-104.
- Barth and Clinch (1996), M. E. Barth and G. Clinch, "International Accounting Differences and their Relation to Share Prices: Evidence from UK, Australian, and Canadian Firms", *Contemporary Accounting Research*, Vol. 13, No. 1, 1996, pp. 135-170.
- Barth *et al.* (1999), M. E. Barth, G. Chinch, T. Shibano, "International accounting harmonization and global equity markets", *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 26, 1999, pp. 201-235.
- Chen *et al.* (1999), Charles J. P. Chen, Ferdinand A. Gul and Xijia Su, "A Comparison of Reported Earnings under Chinese GAAP vs. IAS: Evidence from the Shanghai Stock Exchange", *Accounting Horizons*, Vol. 13, No. 2, 1999, pp. 91-111.
- Choi and Levich (1990), F. D. Choi and R. M. Levich, *The Capital Market of International Accounting Diversity*, Irwin, IL: Business One.
- FASB (1976), Financial Accounting Standards Board, *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*, 1976.
- FASB (1978), *Financial Accounting Standards Boards, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, 1978.
- FASB (1980), Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2, Qualitative Characteristics of Accounting Information*, 1980. (平松・広瀬訳 (1990), 平松一夫, 広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [改定版]』中央経済社, 1990年)。
- Goeltz (1991), R. Goeltz, "International Accounting Harmonization: the Impossible (and Unnecessary) Dream", *Accounting Horizons*, Vol. 5, 1991, pp. 85-88.
- Harris and Muller (1999), Mary S. Harris, Karl A. Muller III, "The Market Valuation of IAS versus US-GAAP Accounting Measures Using Form 20-F Reconciliations", *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 26, 1999, pp. 201-235.
- Harris *et al.* (1994), T. S. Harris, M. Lang and H. P. Moller, "The Value Relevance of German Accounting Measures: an Empirical Analysis", *Journal of Accounting Research*, Vol. 32 (Autumn), 1994, pp. 187-209.
- Hoarau (1995), Christian Hoarau, "International Accounting Harmonization American Hegemony or Mutual Recognition with Benchmarks?", *The European Accounting Review*, Vol. 4, No. 2, 1995, pp. 217

-233.

- Kinnunen *et al.* (2000), Juha Kinnunen, Jyrki Niskanen, and Eero Kasanen, "To Whom are IAS Earnings Informative? Domestic versus Foreign Shareholders' Perspectives", *The European Accounting Review*, Vol. 9, No. 4, 2000, pp. 499-517.
- Niskanen *et al.* (1994), J. Niskanen, J. Kinnunen and E. Kasanen, "The Association of Stock Returns with International Accounting Standards Earnings: Evidence from the Finnish Capital Market", *International Journal of Accounting*, Vol. 29, No. 4, 1994, pp. 283-296.
- Niskanen *et al.* (2000), Niskanen, J., Kinnunen, J. and Kasanen, E., "The Value Relevance of IAS Reconciliation Components: Empirical Evidence from Finland", *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 19, No. 2, 2000, pp. 119-137.
- IASI, International Accounting Standards Committee (IASC), *Presentation of Financial Statements*, 1997.
- IASC (1989), International Accounting Standards Committee (IASC), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989.
- IASC ディスカッションペーパー (1998), IASC, Discussion Paper, Shaping IASC for the Future, 1998.
- Pope and Rees (1992), P. F. Pope and W. P. Rees, "International Differences in GAAP and the Pricing of Earnings", *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 4, No. 3, 1992, pp. 190-219.
- Pownall and Schipper (1999), G. Pownall and K. Schipper, "Implications of Accounting Research for the SEC's Consideration of International Accounting Standards for US Securities Offerings", *Accounting Horizons*, Vol. 13, No. 3, 1999, pp. 259-280.
- Wolk *et al.* (1989), Harry I. Wolk, Jere R. Francis and Michael G. Tearney, *Accounting Theory A Conceptual and Institutional Approach* (Second Edition), PWS-KENT Publishing Company, 1989, pp. 31-38.
- 青山監査法人・プライスウォーターハウス (1998), 青山監査法人・プライスウォーターハウス『国際会計基準ハンドブック新版』東洋経済新報社, 1998年。
- 朝日監査法人・アンダーセン (2001), 朝日監査法人・アンダーセン『国際会計基準ガイドブック (第2版)』中央経済社, 2001年。
- 古賀・五十嵐 (1999), 古賀智敏・五十嵐則夫『会計基準のグローバル化戦略』森山書店, 1999年。